

介護保険施設での食費と居住費を減額します

平成26年度の市民税が非課税となっている世帯の方は、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用した際の食費と居住費が一部減額されます。現在、介護保険施設を利用（入所）している方は申請してください。

すでに認定証をお持ちの方も**6月30日(月)**が有効期限となりますので、引き続き利用される方は、期限までに申請を行ってください。

- 対象となる介護保険施設
 - 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設
 - 小規模特別養護老人ホーム
- 申請場所・問合せ
 - 市庁舎本館1階高齢介護課
- 介護認定給付係
TEL 089715211423
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）



保育料が決定しました

平成26年度の保育料を、左表のとおり決定しました。保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次のような措置を行い、県内でも低額な保育料となっています。

- 保育料の軽減措置
 - 保育料の一部を市が負担
国の定める保護者徴収金の一部を市が負担しています。
 - ※平成25年度の市負担額は、児童1人当たり年額7万985円です。

平成26年度 保育料一覧表

()内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位：円		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯など	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割課税世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割課税世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 19,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 19,000円以上 29,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 29,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 40,000円以上 63,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 63,000円以上103,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 103,000円以上179,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 179,000円以上413,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 413,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

重度心身障害者・母子家庭等医療費受給者証の更新

現在使用している重度心身障害者と母子家庭等の医療費受給者証は、**6月30日(月)**で有効期間が満了します。7月1日(火)からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。手続きが必要な方には案内通知を送付します。受給資格があるのに申請をしていない方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお平成25年中の所得税が

重度心身障害者・母子家庭等医療費受給者証の資格等

種別	受 給 資 格		更新・申請時に必要なもの
	対 象	所得税要件	
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑
	身体障害者手帳3~6級と 療育手帳B		
	身体障害者手帳3級 療育手帳B	非課税 相当世帯 ※1	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※2
母子家庭等医療	母と同じ保険に加入している20歳までの児童 ※学生の方、一定の障害のある方はこの限りではありません。 祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方 配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方	生計維持者(母)が非課税相当世帯 ※1	保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※2 ※3

【注意】 印鑑はスタンプ印でないものをお持ちください。
 ※1 平成25年中の所得税を平成22年税制改正前の基準で計算すれば非課税となる方
 ※2 平成26年1月2日以降に入居した方や市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の国民健康保険証を持っている方は、所得税が非課税相当と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要です。
 ※3 母子家庭等で18歳以上の学生(高校生を除く)は、証明日付が平成26年4月以降の在学証明書が必要です。

平成22年税制改正前の基準で非課税相当となり、新たに該当する方の申請受付は、6月下旬からです。

- 更新手続きが不要な方
次のいずれかに該当する方
 - 身体障害者手帳1・2級
 - 療育手帳A
 - 身体障害者手帳3~6級と療育手帳Bの両方
- 更新・申請場所
 - 市庁舎新館国保医療課医療係
TEL 089715211212
 - 各総合支所市民福祉課
市民保険係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)